

# 基礎研 レター

## 改正相続法の解説② 遺言で遺産をどう分けるか —遺留分制度を中心に

保険研究部 取締役研究理事 松澤 登  
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

前回の[基礎研レター](#)では自筆遺言証書の書き方について説明を行った。今回は、遺言で財産をどう分けるかについて考えてみたい。なお、本稿の記載事項にかかる改正相続法（改正民法）は本年7月1日施行であるが、条文を引用する場合には、改正された民法および引き続き有効な民法は単に民法と表記し、改正されて削除された民法を改正前民法と表記する。

まず、相続人は誰かであるが、子、直系尊属（親）、兄弟姉妹の順に相続人となる（民法第889条）<sup>1</sup>。前順位の者が相続人になるときは、後順位のものとは相続人にならない。子がいる場合、直系尊属、兄弟姉妹は相続人にはならない。子がおらず、直系尊属がいる場合は、兄弟姉妹は相続人にならない。他方、配偶者はそのほかの相続人の有無に関わらず、必ず相続人になる（民法第890条）。配偶者とそのほかの相続人がいる場合の分割割合は以下の通りである（民法第900条第1号から第3号）。なお、同順位の相続人が複数いるときは平等の割合でわけることになる（民法第900条第4号）。

- ・ 配偶者と子 : 配偶者二分の一、子二分の一
- ・ 配偶者と直系尊属 : 配偶者三分の二、直系尊属三分の一
- ・ 配偶者と兄弟姉妹 : 配偶者四分之三、兄弟姉妹四分の一

被相続人（以下、本稿では遺言者のことを指すことにする）が預貯金など分割可能な財産を含む財産を十分保有していて、各相続人を平等に取り扱いたいときには法定相続分で分けるのが一番簡明である。たとえば相続人が配偶者と子二人である場合には、配偶者が相続財産の二分の一、子はそれぞれ四分の一となる。このような割合になるように各人が承継する相続財産を遺言で定めればよい。

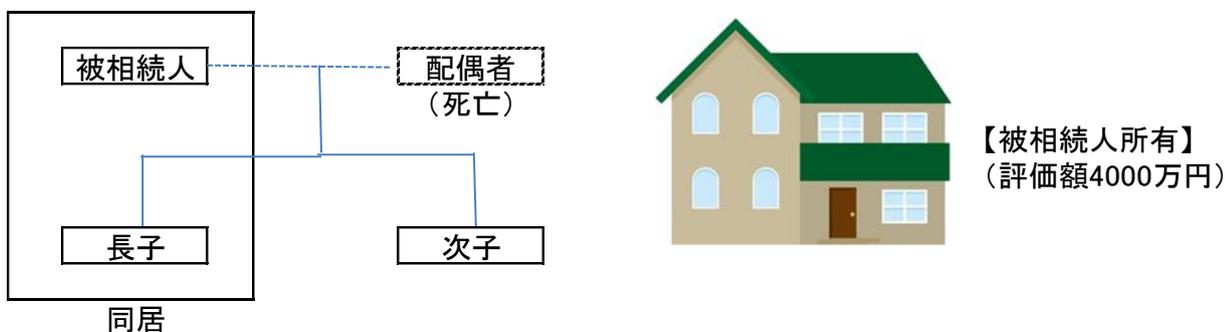
しかし、たとえば配偶者が既に他界しており、相続人としては子が二人いるとする。そして被相続

<sup>1</sup> 子が被相続人より先に死亡していた場合などでは孫が、孫も死亡していた場合はひ孫が相続人となる（民法第887条）。このことを代襲相続という。兄弟姉妹が被相続人より死亡していた場合にも代襲相続が行われるが、一世代限りに限定されている（甥・姪限りでその下の世代（甥・姪の子）は代襲相続しない）。

人と長子夫妻とが同居して生活を共にしており、自宅（土地・建物、評価額 4000 万円）のほかにもめばしい財産がないときにどうするかは問題である。被相続人死亡後も長子夫妻に自宅に住み続けてもらいたいとすれば、遺言により自宅を全部、長子に相続させるということはできるのであろうか（以下、本件ケースという。図表 1）。この場合、遺留分制度の存在が鍵となる。

【図表 1】

### 本件ケース



## 2—遺留分とは

### 1 | 遺留分とは

遺留分とは遺族の生活保障や潜在的持分の精算などの観点から、相続人に対して、被相続人の相続財産の一定割合の価額を受け継ぐことを保証する制度である。配偶者、子、直系尊属が相続人になる場合には、法の定める一定の金額を遺贈や生前贈与を受けた者（受遺者、受贈者）および遺言により財産を承継した者（以下、受遺者等）に対して請求できる（民法第 1046 条）。なお、兄弟姉妹が相続人となる場合、その兄弟姉妹は遺留分を有さない。

本件ケースにおいて、遺言者がほぼ全財産である自宅を長子に単独相続させ、次子に何も相続させない場合には次子の遺留分を侵害することになる。このような場合には、次子は長子に対して一定の金額を請求できるとされている。

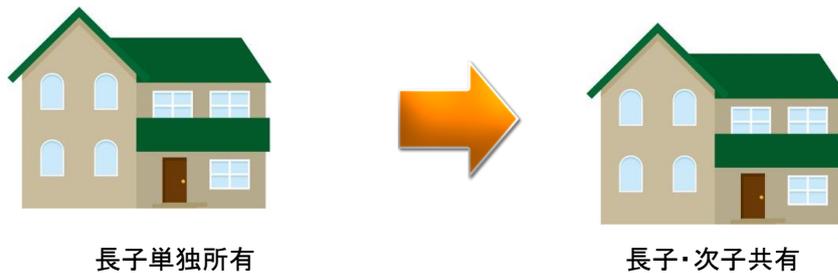
### 2 | 遺留分制度の改正

遺留分制度については、改正相続法で大きな改正がなされている。改正前民法では遺留分については減殺（げんさい）請求権を行使できるとされていた（改正前民法 1031 条）。減殺請求権とは聞きなれない言葉であるが、遺留分を有する相続人が遺留分を侵害した受遺者等から財産を取り戻す権利である。たとえば本件ケースで次子が遺留分減殺請求権を行使すると、自宅の所有権の一定割合が次子のもものとなり、結果として自宅は長子と次子とで共有することになる。このまま共有状態にしていても良いが、長子が自宅を単独保有したい場合には、次子からの同意を得て、次子の共有持分を買い取らなければならない（図表 2）。

<sup>2</sup> この場合、次子は長子に対して共有持分にかかる賃料相当額を請求できる。

【図表 2】

【遺留分減請求権(改正前民法)】



改正相続法では、このように所有権を共有するといった効果を生じさせる減殺請求権から、侵害額相当分の金額を、遺留分を侵害された相続人から受遺者等へ請求できる制度（遺留分侵害額請求権）に改定された（図表 3）。この改正の趣旨としては遺留分制度としては、所有権の移動といった重大な法的効果を持たせるまでの必要はなく、金銭的に解決を図ればよいとの価値判断があった<sup>3</sup>。新法では長子に十分な金銭的余力があれば、長子が単独所有する場合の二度手間が省けるが、そうでない場合には、長子はどうかして金銭を準備しなければならない。

【図表 3】

【遺留分侵害額請求権(改正後民法)】



### 3—遺留分侵害額請求権の行使

#### 1 | 各相続人の遺留分

各相続人の遺留分は遺留分算定のもととなる財産の下記割合に自己の相続分をかけたものである（民法第 1042 条第 2 項）。

- ・ 相続人が直系尊属のみである場合 被相続人の財産の三分の一
- ・ 上記以外の場合 被相続人の財産の二分の一

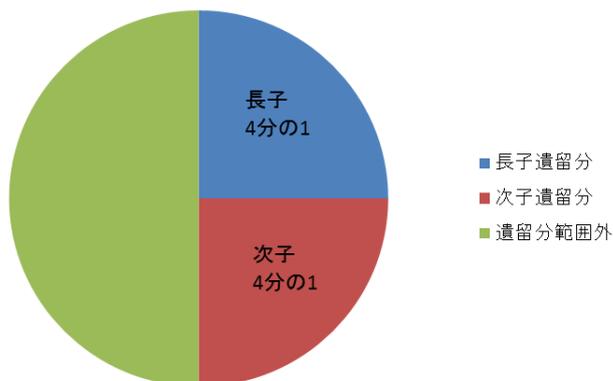
本件ケースにおける次子の遺留分について考えると、まず次子の相続分は同順位の相続人（長子）がいるため、平等に分割した二分の一である。相続人たる次子は直系尊属ではないので被相続人の遺留分算定のもととなる財産の二分の一に、次子の相続分である二分の一をかけた四分の一が次子の遺留分となる。被相続人の相続財産は評価額 4000 万円の自宅だけであるので、その四分の一である 1000

<sup>3</sup> 堂園幹一郎・野口宣大「一問一答・新しい相続法」（商事法務・平成 31 年）p122 参照。

万円が遺留分侵害額となる（図表 4）。

$$4000 \text{ 万円} \times 1/2 \times 1/2 = 1000 \text{ 万円（次子の遺留分侵害額）}$$

【図表 4】



評価額 4000 万円の自宅を長子に単独相続させるという遺言がある場合、次子は自宅を相続した長子に対して 1000 万円の金銭の支払を求めることができる。もちろん、遺留分侵害額請求権を行使するかどうかは請求者（次子）の任意なので必ず請求がなされるわけではない。ちなみに、遺留分侵害額請求権を事前に放棄させるには家庭裁判所の許可が必要である（民法第 1049 条）<sup>4</sup>。

## 2 | 遺留分算定のもととなる財産

本件ケースでは評価額 4000 万円の自宅のみがある単純な場合を想定していた。しかし、生前贈与がある場合や、借金がある場合など実際の相続に当たってはさまざまな状況が考えられる。改正相続法では遺留分を算定するもととなる財産について一部改正・明確化した。

遺留分算定のもととなる財産は、①相続時に被相続人が保有していた財産に、②相続開始前 1 年以内に相続人以外の者に贈与した財産と相続開始前 10 年以内に相続人に贈与した財産（ただし婚姻もしくは養子縁組又は生計の資本として受けた贈与に限る<sup>5</sup>）を加え、③被相続人の債務の額を差し引いたものである（民法第 1043 条第 1 項、第 1044 条、図表 5）。

【図表 5】

遺留分算定のもととなる財産＝

- ① 相続財産
- ＋ ② 相続人以外への贈与（1年以内）  
相続人への贈与（10年以内）
- － ③ 被相続人の債務

②に関して過去の最高裁判決では相続人に贈与した財産はいつ贈与したものでも遺留分算定のもと

<sup>4</sup> 家庭裁判所の許可は合理的な理由がある場合があり、別途、放棄をする推定相続人が何らかの見返りがあるような場合にのみ認められるので許可を得るのは容易ではない。

<sup>5</sup> このことは一般的な生計上の扶助（たとえば生計を一にして月 3 万円程度を家計の一部補填として支出していた場合など）を除く趣旨とされる。

となる財産に算入する（たとえば30年前の贈与でも算入する）としていたが、改正相続法はこの期間を10年に限定した。

本件ケースで、仮に相続開始前5年前に、次子が住居購入するにあたって被相続人から1000万円の贈与を受けていた場合の遺留分の計算は以下の通りである。遺留分算定のもととなる財産に贈与額1000万円を加え、次子の遺留分侵害額の算定に当たっては、贈与額1000万円を差し引く。したがって、この場合の次子の遺留分侵害額は250万円となる<sup>6</sup>。

$$(4000 \text{ 万円} + 1000 \text{ 万円}) \times 1/2 \times 1/2 = 1250 \text{ 万円 (遺留分)}$$
$$1250 \text{ 万円} - 1000 \text{ 万円} = 250 \text{ 万円 (次子の遺留分侵害額)}$$

## 4—遺留分侵害請求権への対応

### 1 | 寄与分と遺留分

本件ケースで被相続人が長期の介護状態となっていて、長子が自宅介護していたとする。このような場合には心情的に次子が遺留分侵害額の請求ができるのは不平等ではないかとも思われるかもしれない。民法では「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは」相続財産から当該特別の寄与分を控除して相続分を計算し、その後、特別の寄与を行った相続人の相続分に加算するとしている（民法第904条の2第1項）。このことから、長子が被相続人を介護したことによって、介護費用が浮いたことで財産が維持・増加できたということであれば長子は相続分が増加する可能性がある<sup>7</sup>。しかし、このことは、寄与分が相続人間で遺産分割を行うに当たっての考慮事項となるということにすぎない。

本件ケースで考えなければならないのは、遺言による財産分与により遺留分を侵害されたと主張する相続人に対して、自分（長子）には寄与分があるため次子の遺留分侵害額はもっと少ないと主張できるかという問題である。次子の遺留分侵害額の算定に当たっては、遺留分算定のもととなる財産の算定にかかる条文には寄与分を加減算する規定は置かれていないことから、本件ケースにおける次子の遺留分侵害額請求権の額には影響を及ぼさない（＝1000万円のまま）ものと考えられる（民法第1043条）<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 若干、話が複雑になるが、次子への1000万円の贈与を20年前に行っていたとする。そうすると遺留分算定のもととなる財産には1000万円は加算しない一方で、次子が被相続人から受け取った贈与としては差し引く。そうすると以下の通り、遺留分侵害額はないこととなる。

$$4000 \text{ 万円} \times 1/2 \times 1/2 = 1000 \text{ 万円 (遺留分)}$$

$$1000 \text{ 万円} - 1000 \text{ 万円} = 0 \text{ 円 (遺留分侵害額)}$$

<sup>7</sup> なお、改正相続法では相続人の寄与分制度に加え、相続人以外の親族が無償で療養看護を行い特別の寄与をした場合に、親族が特別寄与料を相続人に請求できる制度を新設した（民法第1050条）。

<sup>8</sup> ただし、たとえば長子が随分以前から被相続人の事業を引き継いで現在の被相続人の財産のほとんどが長子の寄与によるものであったような場合は、別の判断もありえると思われる。

## 2 | 期限の利益の付与

長子が直ちに遺留分侵害額を支払えない場合に関して、改正相続法が用意している制度としては相当な支払期限の許与の制度がある（民法第1047条第5項）。

改正相続法に関する法制審議会の審議過程においては、遺留分侵害に対して金銭支払とすることで直ちに金銭を支払うことができない場合の対応策について議論された。当初は受遺者等から現物給付も行えるようにするなどの案も出されたが、結局このような規定は見送られ、家庭裁判所が遺留分侵害請求権に対する支払いについて相当の期限を猶予できるとする規定だけが導入された。

この規定では支払が先送りされるだけであり、本件ケースで長子の年間収入が多いなどの場合を除けば、本質的な解決にはならないことになる。

## 3 | 生命保険への加入

最後に、生命保険の加入により遺留分侵害額請求分の資金を準備することを検討する。すなわち、被相続人が自分自身に1000万円の死亡保険をかけて受取人を長子とし、長子から次子へ遺留分侵害額として支払うこととするものである。この場合に検討しなければならないのは、死亡保険金が相続財産になるかどうかである。死亡保険金は長子が保険会社から直接受け取るものであるが、被相続人が保険料を負担していたものであることから、相続財産に帰属すると解する余地がある（相続人が受けた特別な利益を相続財産に持ち戻すことから、このことを特別受益の持ち戻しという、民法第903条第1項）。

仮にそうだとすると本件ケースでは遺留分算定のもととなる財産が5000万円になって、遺留分侵害額はその4分の1の1250万円となってしまう（死亡保険金1000万円をまるまる遺留分侵害額請求に充当すれば残額は250万円）。

$(4000 \text{ 万円} + 1000 \text{ 万円}) \times 1/2 \times 1/2 = 1250 \text{ 万円}$ （次子の遺留分侵害額）

⇒長子が受け取った保険金1000万円を次子に支払っても250万円足りない。

この点で参考となる最高裁判決は最判平成16年10月29日民集第58巻7号1979頁である。この判決によれば、「死亡保険金は、民法第903条第1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらない」とされた。ただし「保険金受取人である相続人その他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法第903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しい」場合は「当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象」となる。このことは、「保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべき」とされた。原則としては相続財産に持ち戻さないが、事情により著しい不均衡が認められる場合には持ち戻すこともあるとの判決である。

本件最高裁判決の事例で相続人である保険金受取人が受け取った金額は700万円弱であった。本件ケースで、長子が介護等をしており、また次子に遺留分侵害額として支払うこととなるのであれば、

死亡保険金 1000 万円は持ち戻しの対象とならないと解される可能性が高いのではないかと思われる<sup>9</sup>。

4000 万円×1/2×1/2=1000 万円（次子の遺留分侵害額）

⇒長子の受け取った保険金 1000 万円を次子へ支払うことで遺留分侵害額を全額弁済できる。

ただ、最終的には具体的な事情を前提とした弁護士等への確認が必要と思われる。

## 5—おわりに

本稿では遺産の分割について遺留分を侵害するような極端なケースを中心として解説を加えた。遺留分制度は非常にテクニカルでわかりづらい。これは遺留分制度が、法定相続制度という相続人のそれぞれに財産の一定割合の分配を保証する制度と、遺言という被相続人が自己の財産を自由に処分することができるとするいわば真逆の制度との、調整弁として存在するためであると考えられる。

いわゆる「争族」防止のためには、遺留分が問題とならないように財産を分散させておくのが望ましく、遺言を作成するに当たって留意したいポイントである。できれば十分な時間を取った事前の資産準備を行いたい。

次回は、今回の改正相続法の目玉の一つである、配偶者の居住権について解説を行う。

---

<sup>9</sup> 次子を死亡保険金受取人にして、遺留分侵害額を請求させないということも考えられるが、この場合も保険金が相続財産とならない（次子は遺留分侵害額請求ができる）という問題がある。